

諮問第636号
環水大管発第2509122号
令和7年9月12日

中央環境審議会会長
大塚 直 殿

環境大臣 浅尾 慶一郎
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
について、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-(4-クロロ-2,6-ジメチルフェニル)-8-メトキシ-1-メチル-2-オキソ-1,8-ジアザスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル=エチル=カルボナート (別名スピロピジオン)

2-アミノ-3-クロロ-1,4-ナフトキノン (別名キノクラミン)

3'-クロロ-4,4'-ジメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボキシアニリド (別名チアジニル)

2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド (別名プレチラクロール)

プロピル=3-(ジメチルアミノ)プロピルカルバマート塩酸塩 (別名プロパモカルブ塩酸塩)

(別紙2)

1 - (3-クロロ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ [1, 5-a] ピリジン-2-イル) - 5 - [(シクロプロピルメチル) アミノ] - 1 H-ピラゾール-4-カルボニトリル (別名シクロピラニル)

3 - (4-クロロ-2, 6-ジメチルフェニル) - 8-メトキシ-1-メチル-2-オキソ-1, 8-ジアザスピロ [4. 5] デカ-3-エン-4-イル=エチル=カルボナート (別名スピロピジオン)

1 - (6-クロロ-3-ピリジルメチル) - N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン (別名イミダクロプリド)

2-アミノ-3-クロロ-1, 4-ナフトキノン (別名キノクラミン)

ジメチル=テトラクロロテレフタレート (別名クロルタールジメチル)

中環審第1386号
令和7年9月18日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（付議）

令和7年9月12日付け諮問第636号をもって環境大臣より、当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。